

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月				
					入院	入院外							
新潟県	新潟市・長岡市を除く市町村	老人医療	60	1. 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者『ひとり暮らし老人』 2. 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者『ねたきり老人』	高齢者の医療の確保に関する法律で定める一部負担金		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分				
	長岡市		60				減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成						
	新潟市・出雲崎町を除く市町村	重度心身障害者	61	1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3. 2と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成(生活療養費は償還払い)						
	出雲崎町		61	1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3. 2と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者(ただし、1歳未満の者を除いた者)									
	新潟市・出雲崎町を除く市町村	ひとり親家庭等	64	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者) 2. 養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)			医療機関毎に1,200円/日			医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	出雲崎町		64	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者) 2. 養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)(ただし、1歳に達した月の末日までの者は除く。)									
	16市町村※1	子ども	65	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)							医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	長岡市 柏崎市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)									減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	上越市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで									0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	新発田市 小千谷市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)									減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	十日町市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで									減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	村上市 魚沼市 弥彦村	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで									0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成
	阿賀野市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)									減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成

※1 三条市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市 田上町 聖籠町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
	関川村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
	三条市 見附市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			対象外		
	燕市 佐渡市 湯沢町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			対象外		
	妙高市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
	五泉市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			対象外		
	阿賀町 津南町 刈羽村 粟島浦村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			対象外		
	糸魚川市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし		
	加茂市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)		91	県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準負担額を 助成			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	南魚沼市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (入院・入院外:所得制限等なし)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 入院・入院外:満5歳に達する日の属する月の月末まで	なし	なし			
	出雲崎町	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
		子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 0歳児	なし	なし			
	新潟市	老人医療	60	1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者『ひとり暮らし老人』 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者『ねたきり老人』	高齢者の医療の確保に関する法律で定める一部負担金		対象外		
		重度心身障がい者	61	1.新潟県知事又は新潟市長が発行する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2.身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3.1及び2と同程度以上の障害を有するもので、新潟市長が認定した者	医療機関毎に1,200円/日	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成 (生活療養費は償還払い)			
		ひとり親家庭等	64	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童(児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者) 2.養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、死亡等により父母が監護しない児童を養育する者)					
		こども医療	90	入院:出生した日から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外:出生した日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者			医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) ・薬局での自己負担なし		
	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			医療機関毎に 1,200円/日		
	新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	燕市 (*)	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合(県基準(65.15.027.8)→県基準の上乗せ分(90.15.027.7)に統合) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年4月診療分
		子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合により食事療養費の負担額を変更(対象外→0歳児で減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成)満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	上越市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大)満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	小千谷市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(6歳まで→12歳までに拡大)満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	糸魚川市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大(入院:18歳まで、入院外:6歳まで→12歳までに拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年6月診療分
	胎内市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大)満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年7月診療分
	15市町村 ※2 (*)	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで→満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) (入院外:満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	長岡市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
	三条市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更((3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を削除)入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし			
柏崎市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成			

※2 三条市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、湯沢市、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
	小千谷市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:満6歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を削除 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
	村上市 魚沼市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	妙高市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	五泉市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(入院:満12歳まで、入院外:満9歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
	阿賀野市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大(入院:満12歳まで、入院外:満9歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで)→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	佐渡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
	燕市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外(3人以上の子を有する保護者である場合)の対象年齢を拡大(入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) (入院外:満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
聖籠町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	弥彦村(*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児・減額認定証の 交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 9月診療分
	田上町(*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
	湯沢町(*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
	新潟市(*)	こども	90	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院:15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
	五泉市(*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事標準負担額の助成を拡大 (入院時食事療養標準負担額助成対象外→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に 拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) ※薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成24年 11月診療分
	県内 各市町村(*)	老人医療	60	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		療養費の1割		県内の 指定訪問看護 ステーション	平成25年 4月診療分
	県内 各市町村(*)	重度心身 障害者	61	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	県内 各市町村(*)	ひとり親 家庭等	64	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	16市町村 (*) ※3	子どもの医療	65	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円			
	県内 各市町村 (新潟市除く) (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
新潟市 (*)	こども医療	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照						
南魚沼市 出雲崎町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		なし				
十日町市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等		

※3 三条市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、燕市、田上町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	燕市	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について平成25年3月31日廃止 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 3月31日廃止
	魚沼市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
						指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行 った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション		
	田上町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
						指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行 った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション		
	新潟市 (*)	こども	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (入院：満15歳まで、入院外：満9歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 入院：15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外：9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 (3人以上の子を有する保護者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分
					指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行 った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション			
柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満9歳まで→満12歳に拡大) 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分	
					指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行 った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション			
三条市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳まで) 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分	
					指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行 った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	南魚沼市 (*)	子ども	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(ただし、2人以下の子を有する保護者にあつては、入院外の3歳から12歳は、法別90で助成)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	関川村 (*)	子ども	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(入院・入院外ともに、満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	加茂市 見附市 糸魚川市 粟島浦村 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	五泉市 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	刈羽村 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子にかかる保護者の範囲及び対象年齢を拡大(入院:3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大) (入院外:3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
長岡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満6歳まで→満9歳までに拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
					指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	小千谷市 村上市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
						指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円			
	加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円			
		子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	91	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳までに拡大) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円			
	阿賀野市 (*)	子ども (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子ども医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者ご とに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円			
	粟島浦村 (*)	子ども (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
					指定訪問看護事業者毎 に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円	県内の 指定訪問看護 ステーション			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	湯沢町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年11月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	胎内市 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	出雲崎町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
					指定訪問看護事業者毎に1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
関川村 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
13市町村 (*) ※4	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、対象年齢を拡大し、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(75歳の誕生日前日まで(経過措置))に変更)(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 *既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒75歳の誕生日前日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割	対象外	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
					同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション		
※4 村上市、新発田市、阿賀野市、聖籠町、五泉市、田上町、小千谷市、十日町市、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、佐渡市									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	14市町村 (*) ※5	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、自己負担を変更(1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」	2割		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
						2割		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、対象年齢を拡大し、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(75歳の誕生日前日まで(経過措置))に変更)(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 *既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒75歳の誕生日前日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
						同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション	
長岡市 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、対象年齢を拡大し、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(75歳の誕生日前日まで(経過措置))に変更)(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 *既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒75歳の誕生日前日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
					同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション		
阿賀町 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(満70歳に達する日の属する月の末日まで(経過措置))に変更)(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒満70歳に達する日の属する月の末日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
					同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション		
※5 関川村、粟島浦村、胎内市、三条市、加茂市、燕市、弥彦村、見附市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、糸魚川市									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
新潟県	津南町 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者に対しては対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
				入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者に対しては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者に対しては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	県内の指定訪問看護ステーション		
					指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円					
	糸魚川市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年6月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳に拡大)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	県内の指定訪問看護ステーション	平成26年6月診療分
				入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				
新潟市 (*)	重度障がい者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障がい者医療について、対象者を拡大し、制度名を変更(精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成(生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	県内の指定訪問看護ステーション		
			1 新潟県知事又は新潟市長が発行する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの等級が1級の者 4 1から3と同程度以上の障害を有するもので、新潟市長が認定した者		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円					
柏崎市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者に対しては、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳に拡大)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	県内の指定訪問看護ステーション	平成26年9月診療分	
			満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円					
見附市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満9歳まで→満15歳までに拡大)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	県内の指定訪問看護ステーション		
			満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年7月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	燕市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大)  満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	阿賀町 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	糸魚川市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	糸魚川市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年6月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	五泉市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年11月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	聖籠町	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	県基準の自己負担額における入院外の月2回目から4回目を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日(月の1回目のみ)		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
	妙高市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	佐渡市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
新潟市 (*)	こども	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更したこども医療について、対象を拡大(入院:満15歳まで→満18歳まで、入院外:満9歳→満12歳まで)  入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年9月診療分	
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				県内の指定訪問看護ステーション
村上市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)  満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				県内の指定訪問看護ステーション
魚沼市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (子ども医療費助成事業「90150236」の対象者については、平成28年4月1日以降)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満9歳まで→満12歳までに拡大) 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年 10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	三条市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(入院外:満9歳まで→満12歳まで) 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	新発田市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
	三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成27年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし			
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション			
加茂市 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者あつては、入院外の対象年齢を拡大。 (入院外:3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	見附市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	糸魚川市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	南魚沼市 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、法別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (満12歳まで→満15歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	田上町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	湯沢町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年11月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月		
					入院	入院外					
新潟県	津南町 (*)	子どもの医療	90	*平成26年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更(対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分		
										指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション
	刈羽村 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について法別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更(満15歳まで→満18歳までに拡大)(対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等			
										指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション
	粟島浦村 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更(対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等			
										指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション
		三条市 加茂市 見附市 糸魚川市 妙高市 五泉市 佐渡市 南魚沼市 胎内市 田上町 湯沢町 津南町 刈羽村 粟島浦村 阿賀町 (*)	子どもの医療	65	県の医療費助成事業補助金の交付金化に伴い、実施機関番号「65.15.***.*」を廃止(「90.15.***.*」へ事務継承)					県内の指定訪問看護ステーション	平成28年3月診療分までの取扱

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀野市(*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	新潟市	妊産婦	92	生計が同一の世帯全員が所得税非課税である妊産婦であつて、受給資格認定申請書を提出した日の翌月1日から出産した日の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	上越市(*)	子どもの医療	90	*平成24年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	佐渡市(*)	子どもの医療	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
			91	*平成27年9月診療分から受託した子ども医療における県基準の入院自己負担額の助成について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	湯沢町	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
						なし			
粟島浦村	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満5歳に達する日の属する月の月末まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分	
阿賀町	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし					対象外
					なし	対象外	県内の指定訪問看護ステーション		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市 (*)	重度障害者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分)から受託した重度心身障害者医療について、制度名を変更し、対象者を変更(精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者を追加) 1.知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2.身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4.3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	子どもの医療	90	*平成27年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年10月診療分	
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				県内の指定訪問看護ステーション
	三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			県内の指定訪問看護ステーション
	加茂市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			県内の指定訪問看護ステーション
加茂市	妊産婦	92	妊娠届出年月日(医療機関で妊娠の確認できた日)から、出産した日の属する月の翌末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年3月診療分	
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				県内の指定訪問看護ステーション

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市	妊産婦	92	「市民税非課税世帯」若しくは「市民税均等割のみ課税世帯」である妊産婦であって、母子健康手帳の交付を受けた月の翌月1日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	魚沼市(*)	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
			91	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)*入院自己負担額を助成満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	田上町(*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:満15歳まで→満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	弥彦村(*)	子どもの医療	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢拡大し、食事療養費の対象を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)(食事療養費:0歳児まで→満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	十日町市	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院の自己負担額を助成満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	新潟市・長岡市・出雲崎町を除く県内各市町村 ※6 (*)	重度心身障害者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加) 1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級、又は3級の者『重度身体障害者』 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4. 3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成(生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	平成29年 9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	出雲崎町 (*)	重度心身障害者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大(精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加) 1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級、又は3級の者『重度身体障害者』 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4. 3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者(ただし、1歳未満の者を除いた者)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成(生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	胎内市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請した月の翌月初日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外:満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
柏崎市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大(入院:満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			県内の指定訪問看護ステーション	

※6 上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、胎内市、燕市、聖籠町、弥彦村、田上町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村及び阿賀町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、助成内容を拡大 (入院外:対象外→入院外:満1歳までに拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満1歳に達する月の末日まで	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	南魚沼市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満5歳まで→満6歳までに拡大) *県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし		県内の医療機関等	
	五泉市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日の翌月1日から、出産した日の属する月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 小学校就学前の児童	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
糸魚川市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等		
三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満12歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満15歳まで(子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり)に拡大) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分	
					指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
新潟県	燕市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日から、出産した日の属する月の翌末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年4月診療分	
						なし		県内の指定訪問看護ステーション		
	新潟市(*)	子ども	90	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療のについて、対象年齢を拡大(入院外:満12歳→満15歳に拡大) 入院:満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
						指定訪問看護事業者毎に1日250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
	燕市(*)	子ども	90	*平成26年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
						指定訪問看護事業者毎に1日250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
	聖籠町(*)	子ども	91	*平成27年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日(月の1回目のみ)		県内の医療機関等		
	上越市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日の翌1日または、転入日から、出産(流産)した月の翌末日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和元年9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション		
	妙高市	子ども(県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和元年10月診療分
					なし	県内の指定訪問看護ステーション				
三条市(*)	子どもの医療	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、所得制限を廃止(子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり→所得制限なし) 入院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等			
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	91	*平成28年10月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満6歳→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 5月診療分
						なし		県内の 指定訪問看護 ステーション	
	阿賀野市	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	91	入院: 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *下記の事業の入院における自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業(90.15.021.0) ・ひとり親家庭等医療費助成事業(64.15.0212) ・重度心身障害者医療費助成事業(61.15.021.5)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	弥彦村	妊産婦	92	妊産婦医療費助成の申請が認定された日の翌日から、出産(流産・死産)した日の属する月の翌末日まで (転出は転出日まで)	医療機関毎に1日1,200円	医療機関毎に1日530円 月4回限度 *薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の 指定訪問看護 ステーション	
	出雲崎町 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	91	*平成25年4月診療分から助成内容を更新した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (0歳児→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし	なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
					なし		県内の 指定訪問看護 ステーション		
新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳まで) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等		
				91	*平成28年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳まで) 県基準の入院自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし		対象外	県内の 医療機関等

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	魚沼市	妊産婦	92	妊娠を届け出た日(転入者は転入の届をした日)から、出産した月の翌末日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 5月診療分
						なし			
	阿賀町 (*)	子ども医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*令和元年5月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳) *県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
						なし			
	五泉市 (*)	妊産婦	92	*平成30年6月診療分から受託している妊産婦医療について、助成期間を拡大(妊娠届を提出した日の翌1日から→妊娠届を提出した日から) 妊娠届を提出した日から、出産した日の属する月の翌末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
見附市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 7月診療分	
					指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円				県内の指定訪問看護ステーション

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	十日町市 (*)	子どもの医療	91	*平成29年9月診療分から受託している子どもの医療について、入院外自己負担額の助成を拡大 (入院外:対象外→入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、外来自己負担額:対象外→なし) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
								県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市 (*)	子どもの医療	91	*平成30年9月診療分から受託している子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大 (対象者:小学校就学前の児童→小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで) 小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
								県内の指定訪問看護ステーション	
	津南町	子ども	91	入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	魚沼市 (*)	子どもの医療	90	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事療養費の対象年齢を拡大 (食事療養費:0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分
								県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療	91	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、医療費に係る一部負担金及び訪問看護ステーションに係る一部負担金を全額助成 (一部負担金:入院外(対象外)→なし、訪問の行を追加) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
								県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請をした日から出産した月の翌末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 2月診療分
							県内の指定訪問看護ステーション		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀野市	妊産婦	92	妊娠届出した月の翌月初日から出産(流産)した月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日			
	南魚沼市(*)	子ども医療	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	新潟市(*)	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで→多子世帯の制度廃止)満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	南魚沼市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請をした日から出産した月の翌月末日まで		なし		県内の医療機関等	令和3年6月診療分
						なし			
	三条市(*)	子ども医療	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	関川村	妊産婦	92	妊娠届が提出された日から、出産した月の翌月末まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし		県内の医療機関等	令和3年10月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	村上市	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている者のみ助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
					/	指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市(*)	子どもの医療	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
					/	指定訪問看護事業者ごと1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市(*)	子どもの医療	90	*平成29年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
					/	指定訪問看護事業者ごと1日につき250円*1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市	妊産婦	92	登録申請をされた日から出産された月の翌月末日まで	医療機関ごとに1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
					/	指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	妙高市	妊産婦	92	母子手帳の交付日から出産した月の翌月末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
					/	なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	弥彦村	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
					/	なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	弥彦村(*)	妊産婦	92	*令和2年4月診療分から受託している妊産婦医療について、対象期間の拡大及び自己負担を変更(出産(流産・死産)した日の属する月の翌末日まで→出産(流産・死産)した日より3か月後の月末まで)(入院:医療機関毎に1日1,200円→なし)(外来:医療機関毎に1日530円(月4回限度)→なし)(訪問:指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円→なし) *妊産婦医療費助成の申請が認定された日の翌日から、出産(流産・死産)した日より3か月後の月末まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	粟島浦村(*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	91	*平成28年10月診療分から受託している子どもの医療(県の事業の上乗せ分)について、対象年齢を拡大(満5歳に達する日の属する月の月末まで→満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで) 満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	新発田市	妊産婦	92	妊娠届出した月の翌月初日から出産(流産)した日の翌末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町(*)	子ども	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		子ども	91	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、2歳までの対象を拡大(0~2歳→入院、入院外とも一部負担金を無償化) 入院:満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:①満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで ②満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(①を除く)	なし	①なし ②医療機関毎に530円/日(月の1回目のみ)	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	新潟市	妊産婦	92	平成28年9月診療分から受託している妊産婦医療について、対象患者の所得制限撤廃、給付始期及び入院における食事療養費の一部を助成対象に変更する。(生計が同一の世帯全員が非課税である妊産婦 → 新潟市に住民登録のある妊産婦)(認定申請書の提出日の翌月初日から → 認定申請書の提出日から)(入院食事療養費対象外 → 標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成) 新潟市に住民登録のある妊産婦であって、認定申請書の提出日から出産した日の翌末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	燕市	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	燕市(*)	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付対象の年齢制限を撤廃。(食事療養費 0歳児:標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション		
上越市(*)	子ども医療	91	*令和2年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大(対象者:小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで)→小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで)) 小学校就学前の児童(「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分	
					なし		県内の指定訪問看護ステーション		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	五泉市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 入院: 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	糸魚川市	妊産婦	92	母子健康手帳の交付日から出産した月の翌々月末日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
					/	なし	/	県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
					/	なし	/	県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市	妊産婦	92	市長が妊娠届を受理した日から出産(流産・死産含む。)した日の属する月の翌月末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
					/	なし	/	県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市(*)	妊産婦	92	* 平成29年4月診療分から受託している妊産婦医療について、対象者の所得制限撤廃する。 (「市民税非課税世帯」若しくは「市民税均等割のみ課税世帯」である妊産婦 → 長岡市に住民票のある妊産婦) 長岡市に住民票のある妊産婦であって、母子健康手帳の交付を受けた月の翌月1日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
					/	指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円	/	県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市(*)	子ども医療	90	* 平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付対象の年齢制限を撤廃。 (食事療養費 0歳児: 標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度)薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
/					指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円	/	県内の指定訪問看護ステーション		
糸魚川市(*)	子ども医療	91	* 平成30年10月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院外も対象に拡大 * 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分	
				/	なし	/	県内の指定訪問看護ステーション		
阿賀野市(*)	子どもの医療	91	* 令和2年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院外及び指定訪問看護も対象に拡大 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※下記の事業の自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業(90.15. 021.0) ・ひとり親家庭等医療費助成事業(64.15. 021.2) ・重度心身障害者医療費助成事業(61.15. 021.5)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分	
				/	なし	/	県内の指定訪問看護ステーション		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市(*)	妊産婦	92	平成29年10月診療分から受託している妊産婦医療について、対象患者の受給対象開始日を変更して拡大(妊産婦医療費助成受給者証の交付申請した月の翌月初日から → 妊娠届出をした日から) 妊娠届出をした日から出産した日の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	妙高市(*)	子ども医療	91	令和元年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
						なし			
	村上市	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
	村上市(*)	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から、出産した月の翌月末日まで(自己負担額:入院 1,200円/日→なし)	なし	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている者のみ助成	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	聖籠町	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた月の翌1日から、出産(流産)した月の翌月末日まで *他の医療費助成制度(県親64、県障61、生保12等)に該当する場合はそちらが優先	医療機関ごとに1,200円/日	医療機関ごとに530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	聖籠町(*)	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額の助成について、入院、入院外ともに満2歳まで→入院、入院外ともに満18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	南魚沼市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (年齢:満6歳まで→満18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
新潟県	南魚沼市 (*)	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請をした日から出産した月の翌月末日まで (入院の自己負担額の助成:対象外→対象)	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
新潟県	上越市 (*)	妊産婦	92	妊娠の届出をした日から出産した日(流産又は死産した場合を含む。)の属する月の翌月の末日まで (妊娠届を提出した日の翌月1日または、転入日から→妊娠の届出をした日から)	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。